

# 本書の使い方

「財務会計論（理論）肢別チェック」（本書）は、テキストの補助教材です。まずはテキストを読み込み、内容を理解した上で本書の問題を解くようにしてください。

本書の問題には、A・B・Cのランクが付いています。

A … テキストの「本文」で学習している内容

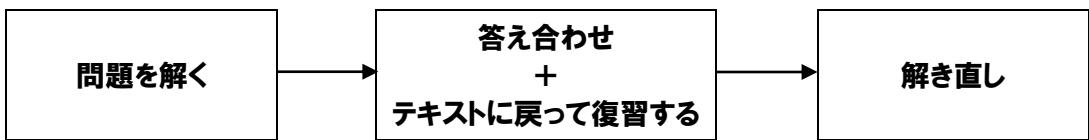
B … テキストの「脚注」で学習している内容

C … テキストの「研究」で学習している内容

短答式試験では、「本文」だけでなく「脚注」からも多く出題されています。したがって、**短答式試験突破のためには、Aランクの問題だけでなく、Bランクの問題も解くことが必要不可欠**です。

講義の実施期間中（宿題時）にAランクの問題を1回転させ、短答演習期にB・Cランクを含むすべての問題を1回転させるというように、徐々に解く問題数を増やしていくのもよいでしょう。

本書を使用する際の流れは以下の図の通りです。



※ 肢別チェックの問題を解くことを通じて、短答式試験で問われる論点や短答対策のために時間をかけて復習すべき論点が明確になります。これを踏まえてテキストの復習（読み込み）を行うことにより、より効率的な学習を進めることができます。

各段階について、以下、具体的に説明します。

## I 問題を解く。

まずは、順番に問題を解いていきましょう。解答時間は、一肢30秒程度を目安にしてください。

## II 答え合わせをする。

初めての問題で、できなかつたものがあつてもがっかりすることはありません。ここからが、実力アップのスタートです。答え合わせのときには、以下の点に注意してください。

### ① 問題ページのチェックボックスを使って、足跡を残しましょう。

- ・ 正解できた肢には「○」を記入
- ・ 不正解だった肢には「×」を記入
- ・ 正解できたけど、次も正解できるか不安だと思ったら「△」を記入

- ② 不正解だった、または判断できなかった場合には、次のことを実行しましょう。
- まずは、解説をしっかりと読んでください。
  - 解答に「テキストの参照ページ」が記載してありますので、必ずテキストの該当箇所を確認しましょう。
- ③ 解答ページのチェックボックスを使いましょう。
- 解答ページのチェックボックスは、解答（○または×）の理由が本当に理解できているかどうかの確認に使ってください。
- 理由まで理解できていた肢には「○」を記入
  - 不正解だった肢および正解できたけど、理由は理解できていなかった肢には「×」を記入
  - 理由が理解できていなかった肢については、解説やテキストの該当箇所をしっかり読み、必ず理由まで理解し、解き直し時には「○」を付けられるようにしましょう。

### III 解き直しをする。

すべての問題を一回解いたら、次は解き直しです。以下の点に注意して行ってください。

- ① 不正解だった肢から優先的に解き直しましょう。
- 答え合わせのとき、問題ページのチェックボックスに「×」や「△」を付けた肢から優先的に解き直してください。
- ② 2回は解き直しましょう。
- 全部の肢に「○」が付くことを目標に解き直しを行いましょう。理想は2回目に全部の肢の問題ページおよび解答ページのチェックボックスに「○」が付くことです。

なお、短答演習の復習も、本書と同様の方法で行いましょう。短答演習では、肢別チェックにならない形式の問題も出題されます。しかし、ほとんどの問題が肢毎の正誤判定問題ですから、短答演習の復習も本書を使った学習と同じように進めることができます。

本書の使い方について、できるだけ具体的に説明をさせていただきましたが、お分かりいただけましたでしょうか。本試験で重要なことは、正誤の判断における正確性とスピードです。本書によって、その力を身につけることができます。是非、本書を足掛かりにして、短答式試験突破のための基礎体力を養っていただきたいと存じます。

令和6年11月

資格の大原 公認会計士受験講座 財務会計論 理論スタッフ

本教材は令和6年6月19日現在公表・施行されている法令等に基づいて作成しております。

## [ 目 次 ]

### 第1章 財務会計の意義と機能

---

第1節 財務会計の意義	12
第2節 財務会計の機能	12

### 第2章 企業会計制度と会計基準

---

第1節 企業会計制度	16
第2節 会計基準	18
第3節 企業会計原則の一般原則	24

### 第3章 財務会計の基礎概念

---

第1節 会計公準	32
第2節 会計主体論	34
第3節 利益概念	36
第4節 概念フレームワーク	42

### 第4章 収益と費用

---

第1節 収益と費用の分類	76
第2節 損益計算の原則	76
第3節 その他の論点	80

## 第5章 資産と負債

---

第1節 資産と負債の分類	84
第2節 資産の評価	88

## 第6章 棚卸資産

---

第1節 棚卸資産の範囲	92
第2節 棚卸資産の取得原価の決定	92
第3節 棚卸資産の払出数量の計算	94
第4節 棚卸資産の払出単価の計算	94
第5節 棚卸資産の評価	96

## 第7章 固定資産

---

第1節 固定資産総論	110
第2節 有形固定資産	110
第3節 無形固定資産	118
第4節 投資その他の資産	118

## 第8章 繰延資産と引当金

---

第1節 繰延資産の意義	124
第2節 繰延資産各論	126
第3節 引当金の意義	132
第4節 引当金各論	134

## 第9章 負債

---

第1節 偶発債務	138
第2節 資産除去債務	138

## 第10章 純資産

---

第1節 資本の概念	152
第2節 純資産の部の表示	152
第3節 株主資本	154
第4節 評価・換算差額等	164
第5節 新株予約権	166
第6節 株式引受権	168

## 第11章 財務諸表

---

第1節 貸借対照表	172
第2節 損益計算書	176
第3節 株主資本等変動計算書	178
第4節 キャッシュ・フロー計算書	180
第5節 附属明細表	194
第6節 注記	194
第7節 会計上の変更および誤謬の訂正	200
第8節 臨時計算書類	210

## 第12章 金融商品

---

第1節 金融資産および金融負債の範囲等	214
第2節 金融資産および金融負債の発生の認識	216
第3節 金融資産および金融負債の消滅の認識	216
第4節 金融資産および金融負債の評価	222
第5節 貸倒見積高の算定	228
第6節 複合金融商品	232
第7節 ヘッジ会計	234

## 第13章 ストック・オプション等

---

第1節 ストック・オプション会計の概要	242
第2節 ストック・オプション等の会計処理	242

## 第14章 リース

---

第1節 リース取引の意義と分類	256
第2節 リース取引の会計処理	258

## 第15章 退職給付

---

第1節 退職給付の概要	270
第2節 確定給付制度の会計処理	270
第3節 確定拠出制度および複数事業主制度	282

## 第16章 研究開発とソフトウェア

---

第1節 研究開発費	286
第2節 ソフトウェア制作費	288

## 第17章 固定資産の減損

---

第1節 減損会計の概要	296
第2節 減損損失の認識と測定	298
第3節 減損処理後の会計処理	310
第4節 財務諸表における開示	310

## 第18章 法人税等

---

第1節 税効果会計の仕組み	314
第2節 一時差異等	316
第3節 繰延税金等の認識と測定	318
第4節 財務諸表における開示	326
第5節 「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」	328

## 第19章 連結財務諸表

---

第1節 連結財務諸表制度の概要	332
第2節 連結の範囲	336
第3節 個別財務諸表の修正	340
第4節 連結貸借対照表	342
第5節 連結損益・包括利益計算書	348
第6節 持分法	356
第7節 一般基準等に係る注記	360
第8節 関連当事者の開示	360
第9節 セグメント情報等の開示	364

## 第20章 企業結合と事業分離

---

第1節 企業結合の意義	372
第2節 取得の会計処理	374
第3節 共同支配企業の形成	384
第4節 共同支配下の取引等	384
第5節 事業分離等の会計	388

## 第21章 外貨換算

---

第1節 外貨換算会計の概要	400
第2節 一取引基準と二取引基準	402
第3節 外貨建取引の換算	404
第4節 外貨建資産・負債の換算	408
第5節 在外業務活動体の財務諸表項目の換算	410

## 第22章 中間財務諸表

---

第1節 中間財務諸表の概要	418
第2節 中間財務諸表の作成基準	422

## 第23章 収益認識に関する会計基準

---

第1節 「収益認識に関する会計基準」の公表	432
第2節 会計処理	432
第3節 開示	444
第4節 特定の状況または取引における取扱い	446
第5節 その他の論点	446

# 第1章 財務会計の意義と機能

第1節 財務会計の意義

第2節 財務会計の機能

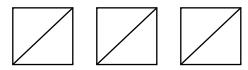
# 第1章 財務会計の意義と機能

## 第1節 財務会計の意義

- A □□□ 1 財務会計は、企業内部の利害関係者に対して、会計情報を提供する企業会計の領域である。

## 第2節 財務会計の機能

- A □□□ 1 財務会計の目的には、会計責任説と意思決定有用性説という2つの考え方がある。情報提供機能は会計責任説に基づく財務会計の機能であり、利害調整機能は意思決定有用性説に基づく財務会計の機能である。
- A □□□ 2 利益の性格には処分可能性と業績表示性があるが、利害調整機能を遂行するために利益が備えるべき性格は業績表示性である。



□□□ 1 : 【×】企業内部ではなく、企業外部である（テキスト p. 24 参照）

財務会計は、企業外部の利害関係者（株主、債権者など）に対して、会計情報を提供する企業会計の領域である。

企業内部の利害関係者（経営者や経営内部の管理者など）に対して、会計情報を提供する企業会計の領域は管理会計である。

□□□ 1 : 【×】組み合わせが逆である（テキスト p. 25, 26 参照）

利害調整機能は会計責任説に基づく財務会計の機能であり、情報提供機能は意思決定有用性説に基づく財務会計の機能である。

□□□ 2 : 【×】業績表示性ではなく、処分可能性である（テキスト p. 26 参照）

利益の性格には処分可能性と業績表示性があるが、利害調整機能を遂行するために利益が備えるべき性格は業績表示性ではなく、処分可能性である。

## 第2章

# 企業会計制度と会計基準

第1節 企業会計制度

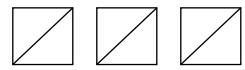
第2節 会計基準

第3節 企業会計原則の一般原則

## 第2章 企業会計制度と会計基準

### 第1節 企業会計制度

- A □□□ 1 会社法における計算書類には、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書が含まれる。
- B □□□ 2 大会社で有価証券報告書を提出する会社は、会社法の連結計算書類として、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結注記表の作成が要求される。
- A □□□ 3 株主・債権者の間に存在する利害対立関係の調整は、会社法による会計を通じて遂行される。
- A □□□ 4 会社法は、債権者と株主の利害調整機能や債権者保護を重視しており、株主に対する情報提供機能は重要な目的の1つとは位置付けていない。
- A □□□ 5 会社法会計において、会社法および会社計算規則に規定されていない会計に関する事項については、「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」に基づき処理されることとなる。これには、企業会計審議会または企業会計基準委員会から公表された会計基準や、日本公認会計士協会から公表された実務指針などが含まれる。
- A □□□ 6 金融商品取引法は、各種利害関係者間の利害の調整を行うためにディスクロージャー制度を設けている。



□□□ 1 :【×】キャッシュ・フロー計算書は含まれない（テキストp. 28参照）

会社法における計算書類には、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書が含まれるが、キャッシュ・フロー計算書は含まれない（「会社法」第435条2項、「会社計算規則」第59条1項）。

□□□ 2 :【×】連結包括利益計算書の作成は要求されていない（テキストp. 29参照）

会社法の連結計算書類には、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結注記表が含まれるが、連結包括利益計算書は含まれない（「会社法」第444条1項、3項、「会社計算規則」第61条1号）。

□□□ 3 :【○】（テキストp. 28参照）

会社法は、主として企業をめぐる個々の経済主体相互間の利害の調整を目的として制定されている。したがって、財務会計のもつ利害調整機能、すなわち株主・債権者の間に存在する利害対立関係の調整は、会社法による会計を通じて遂行されることになる。

□□□ 4 :【×】株主に対する情報提供機能も重要な目的の1つである（テキストp. 28参照）

会社法における会計目的は、債権者と株主の利害調整機能または債権者保護を中心としていると一般にいわれているが、株主に対する情報提供機能も重要な目的の1つとされている。

□□□ 5 :【○】（テキストp. 28, 29, 31, 32参照）

会社法会計において、会社法および会社計算規則に規定されていない会計に関する事項については、「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」に基づき処理されることとなる（「会社法」第431条）。これには、企業会計審議会または企業会計基準委員会から公表された会計基準や、日本公認会計士協会から公表された実務指針などが含まれる。

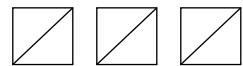
□□□ 6 :【×】投資家の意思決定に有用な情報を提供するためである（テキストp. 28参照）

金融商品取引法は、各種利害関係者間の利害の調整を行うためではなく、投資家の意思決定に有用な情報を提供するためにディスクロージャー制度を設けている。

- A □□□ 7 会社法会計と金融商品取引法会計は、会計計算面（貸借対照表価額や期間損益等）において基本的に一致するよう調整が図られてきている。
- A □□□ 8 金融商品取引法上の財務諸表は、株式会社単位の財務諸表が中心的な財務書類として位置づけられており、連結ベースの財務諸表は補足的な財務書類として位置づけられている。
- A □□□ 9 連結財務諸表作成会社のうち会計監査人設置会社（別記事業会社等を除く）は特例財務諸表提出会社とされ、会社法の要求水準に合わせた個別財務諸表の様式によることができる。

## 第2節 会計基準

- A □□□ 1 企業会計原則は、企業会計基準委員会において設定されたわが国最初の本格的な会計基準である。
- A □□□ 2 企業会計原則は、企業会計の実務の中に慣習として発達したものの中から、一般に公正妥当と認められたところを要約して作成されたものであり、すべての企業がその会計処理をするにあたって従わなければならない法令である。
- B □□□ 3 企業会計原則は1982年以来修正されておらず、現在では「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」には含まれない。（平成23年第Ⅱ回本試験）
- A □□□ 4 現在、わが国では、公的な機関である企業会計基準委員会により、会計基準が公表されている。



## □□□ 7 :【○】(テキストp. 28参照)

会社法会計と金融商品取引法会計は、その目的が異なるため、要求される情報については差異があるが、会計計算面（貸借対照表価額や期間損益等）においては基本的に一致するよう調整が図られてきている。

## □□□ 8 :【×】連結ベースの財務諸表が中心である (テキストp. 30参照)

金融商品取引法上の財務諸表は、株式会社単位の財務諸表ではなく、連結ベースの財務諸表が中心的な財務書類として位置づけられている。

## □□□ 9 :【○】(テキストp. 30参照)

金融商品取引法における単体開示については簡素化が図られており、連結財務諸表作成会社のうち会計監査人設置会社（別記事業会社等を除く）は特例財務諸表提出会社とされ、会社法の要求水準に合わせた個別財務諸表の様式によることができる（「財務諸表等規則」第1条の2、第127条1項）。

## □□□ 1 :【×】企業会計基準委員会ではなく、企業会計審議会である (テキストp. 31,32参照)

企業会計原則は、企業会計基準委員会（A S B J）ではなく、企業会計審議会において設定されたわが国最初の本格的な会計基準である。

## □□□ 2 :【×】企業会計原則は法令ではない (テキストp. 31参照)

企業会計原則は、すべての企業がその会計処理をするにあたって従わなければならぬ基準であり、法令ではない（「企業会計原則の設定について」二1）。

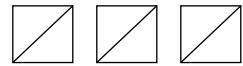
## □□□ 3 :【×】一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に含まれる (テキストp. 32参照)

企業会計原則は1982年以来修正されておらず、実質的に死文化している定めもあるが、一般原則のようにすべての企業がその会計を処理するにあたって従わなければならぬ有効な定めもあり、現在でも「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」に含まれる。

## □□□ 4 :【×】公的な機関ではなく、民間の機関である (テキストp. 32参照)

現在、わが国では、企業会計基準委員会（A S B J）により、会計基準が公表されているが、当該機関は民間の会計基準設定機関である財務会計基準機構の下に設置された機関であり、公的な機関ではない。

- A □□□ 5** 企業会計基準委員会は、論点整理や公開草案等の審議や議決、公表および意見の聴取といったデュープロセスを経て会計基準等を公表する。
- A □□□ 6** 会計基準のコンバージェンスとは、国際会計基準審議会（IASB）が定める企業会計の基準である国際財務報告基準（IFRS）を強制的に適用することを意味する。（平成22年第Ⅱ回本試験）
- A □□□ 7** 企業会計基準委員会（ASBJ）を中心とする関係者が、会計基準の国際的コンバージェンスを推進した結果、2008年に、わが国の会計基準は欧州連合（EU）から国際財務報告基準（IFRS）と同等であると評価された。
- A □□□ 8** 指定国際会計基準特定会社については、国際的な比較可能性の観点から、連結財務諸表の作成にあたって、指定国際会計基準を適用しなければならない。
- B □□□ 9** 指定国際会計基準特定会社とは、国際的な財務活動または事業活動を行う会社として一定の要件を満たす株式会社である。
- A □□□ 10** 指定国際会計基準特定会社は、連結財務諸表を作成していない場合に限り、日本の会計基準に基づく個別財務諸表に代えて、指定国際会計基準によって個別財務諸表を作成することができる。



## □□□ 5 :【○】(テキストp. 32参照)

企業会計基準委員会（A S B J）は、論点整理や公開草案等の審議や議決、公表および意見の聴取といった正規の手続き（デュープロセス）を経て会計基準等を公表する。

## □□□ 6 :【×】I F R Sを強制的に適用することではない(テキストp. 33, 34参照)

会計基準のコンバージェンスとは、国内基準と国際基準の主要な差異を調整することにより、どちらの基準に基づく財務諸表を利用しても同一の意思決定結果に到達するレベルにまで、国内基準と国際基準を実質的に合致させることをいう。

I A S Bが定めるI F R Sを適用することを意味するのは、会計基準のコンバージェンスではなく、アドプロションである。

## □□□ 7 :【○】(テキストp. 33参照)

企業会計基準委員会（A S B J）を中心とする関係者が、会計基準の国際的コンバージェンスを推進した結果、2008年に、わが国の会計基準は欧州連合（E U）から国際財務報告基準（I F R S）と同等であると評価されたが、高品質かつ国際的に整合的な会計基準およびその運用に向けたコンバージェンスの努力を継続していくことが必要である。

## □□□ 8 :【×】強制ではなく、容認である(テキストp. 34参照)

指定国際会計基準特定会社については、連結財務諸表の作成にあたって、指定国際会計基準の任意適用が認められている（「連結財務諸表規則」第1条の2、第312条）。

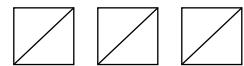
## □□□ 9 :【×】国際的な財務活動等を行うことは要求されていない(テキストp. 34参照)

指定国際会計基準特定会社とは、有価証券の発行者のうち、①有価証券届出書または有価証券報告書において、連結財務諸表の適正性を確保するための特段の取組みに関する記載を行っていること、②指定国際会計基準に関する十分な知識を有する役員または使用人を置いており、当該基準に基づいて連結財務諸表を作成することができる体制を整えていることという2つの要件を満たす株式会社（「連結財務諸表規則」第1条の2）であり、国際的な財務活動または事業活動を行うことは要求されていない。

## □□□ 10 :【×】日本の会計基準に基づく個別財務諸表の作成も必要である(テキストp. 34参照)

指定国際会計基準特定会社は、連結財務諸表を作成していない場合、指定国際会計基準によって個別財務諸表を作成することができるが、あわせて日本の会計基準に基づく個別財務諸表の作成が必要である（「財務諸表等規則」第1条の2の2、第129条2項）。

- A □□□ 11 指定国際会計基準は企業会計基準委員会（A S B J）が定めるが、現在、国際会計基準審議会（I A S B）が策定したすべての基準がそのまま指定国際会計基準とされている。
- A □□□ 12 エンドースメントとは、I A S Bにより公表された会計基準等について、わが国で受け入れ可能か否かを判断したうえで、必要に応じて、一部の会計基準等について「削除または修正」して採択する仕組みをいう。
- A □□□ 13 エンドースメント手続は指定国際会計基準の指定とは別の制度として行われるものであり、企業会計審議会が個々の会計基準等を「削除または修正」するか否かを判断する部分を担う。
- A □□□ 14 エンドースメント手続を行う上では、「削除または修正」を最小限とすることが適切と考えられている。
- A □□□ 15 エンドースメント手続を行う上で「削除または修正」が行われた項目は、開発費の条件付資産計上とその他の包括利益のノンリサイクリング処理の2つである。
- A □□□ 16 連結財務諸表を作成していない修正国際基準特定会社については、個別財務諸表の作成にあたって修正国際基準の任意適用が認められる。
- B □□□ 17 米国証券取引委員会に連結財務諸表を登録しているなど一定の要件を満たす会社は、米国基準に準拠した連結財務諸表（米国式連結財務諸表）を有価証券報告書に記載して提出することが認められているが、会社法上の連結計算書類については、米国基準によって作成することは認められていない。
- A □□□ 18 I F R Sはルール・ベース（細則主義）によっており、詳細かつ具体的な規定を設けることにより、財務諸表の比較可能性を確保している。



## □□□ 11 : 【×】企業会計基準委員会ではなく、金融庁長官である（テキストp. 34参照）

任意適用できる指定国際会計基準は企業会計基準委員会（A S B J）ではなく、金融庁長官が定める。

## □□□ 12 : 【○】（テキストp. 34, 35参照）

エンドースメントとは、国際会計基準審議会（I A S B）により公表された会計基準等について、わが国で受け入れ可能か否かを判断したうえで、必要に応じて、一部の会計基準等について「削除または修正」して採択する仕組みをいう。

## □□□ 13 : 【×】企業会計審議会ではなく、企業会計基準委員会である（テキストp. 35参照）

エンドースメント手続は指定国際会計基準の指定とは別の制度として行われるものであり、企業会計基準委員会（A S B J）が、個々の会計基準等を「削除または修正」するか否かを判断する部分を担う。

## □□□ 14 : 【○】（テキストp. 35参照）

エンドースメント手続を行う上では、多くの「削除または修正」が行われた場合、市場関係者に修正国際基準が I F R S から派生したものとして受け止められない可能性があること等から、「削除または修正」を最小限とすることが適切と考えられている。

## □□□ 15 : 【×】開発費の条件付資産計上ではなく、のれんの非償却である（テキストp. 35参照）

「削除または修正」が行われた項目は、のれんの非償却とその他の包括利益のノンリサイクリング処理の2つである。

## □□□ 16 : 【×】認められていない（テキストp. 35参照）

個別財務諸表の作成にあたって修正国際基準の任意適用は認められていない。

## □□□ 17 : 【×】会社法でも認められている（テキストp. 36参照）

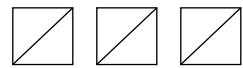
米国証券取引委員会に連結財務諸表を登録しているなど一定の要件を満たす会社は、会社法上の連結計算書類についても、米国基準によって作成することが認められている（「会社計算規則」第120条の3）。

## □□□ 18 : 【×】細則主義ではなく、原則主義によっている（テキストp. 37参照）

I F R S は、詳細かつ具体的な規定を設けるルール・ベース（細則主義）ではなく、原理原則を明確に示し、詳細な判断は財務諸表の作成者や監査人に委ねるプリンシブル・ベース（原則主義）によっている。

### 第3節 企業会計原則の一般原則

- A □□□ 1 企業会計原則の7つの一般原則は並列的な関係にある。
- A □□□ 2 企業会計原則に規定する一般原則（真実性の原則を除く。）を、認識および測定に関する実質原則と、会計帳簿および財務諸表表示にかかわる形式原則の2つに分類する場合、継続性の原則は後者に含まれる。
- A □□□ 3 今日の財務諸表は、「記録された事実と会計上の慣習と個人的判断の総合的表現」と特徴づけられており、会計上の真実は絶対的真実といわれる。
- B □□□ 4 経済社会の発展変化に伴い、報告を受け取る利害関係者の企業に対する関心内容は推移する。したがって、企業会計が利害関係者のための報告を目的とする限り、真実な報告もそれに応じて変化することになる。
- A □□□ 5 正規の簿記の原則は秩序性のある記録を要請するものであるから、会計帳簿から誘導する方法で財務諸表を作成しなければならない。（平成9年本試験一部改題）
- B □□□ 6 正規の簿記とは一定の規則に従って秩序ある方法で記録されている複式簿記をいい、それ以外の簿記法は不完全なものであるから、正規の簿記としては認められない。（平成9年本試験）
- A □□□ 7 資本取引と損益取引を区別するのは、適正な期間損益計算を担保するためである。



□□□ 1 : 【×】並列的な関係にはない (テキストp. 38参照)

7つの一般原則は並列的な関係にはない。そこでは、真実性の原則を頂点に、他の6つの一般原則は、真実性の原則を支えるもの、すなわち真実な会計報告を保証するための原則と位置づけられる。

□□□ 2 : 【×】後者ではなく、前者に含まれる (テキストp. 38参照)

前者の認識および測定に関する実質原則には、資本・利益区別の原則、継続性の原則および保守主義の原則が含まれ、後者の会計帳簿および財務諸表表示にかかわる形式原則には、正規の簿記の原則、明瞭性の原則および単一性の原則が含まれる。

□□□ 3 : 【×】絶対的真実ではなく、相対的真実である (テキストp. 39参照)

今日の財務諸表は、「記録された事実と会計上の慣習と個人的判断の総合的表現」と特徴づけられており、会計上の真実は絶対的真実ではなく、相対的真実といわれる。

□□□ 4 : 【○】 (テキストp. 39参照)

企業会計が利害関係者のための報告を目的とする限り、経済社会の発展変化に伴う利害関係者の企業に対する関心内容の変化に応じて、報告内容も変化することになる。

□□□ 5 : 【○】 (テキストp. 40参照)

正規の簿記の原則は、一般に会計帳簿から誘導する方法で財務諸表を作成することをも含んでいると解される。

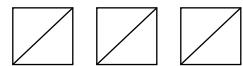
□□□ 6 : 【×】正規の簿記は複式簿記に限られない (テキストp. 40参照)

正規の簿記とは、一定の要件に従って秩序ある方法で記録されている簿記をいう。したがって、複式簿記以外の簿記法、たとえば単式簿記によっても、秩序性があれば正規の簿記として認められる。

□□□ 7 : 【○】 (テキストp. 41参照)

適正な期間利益の金額は、損益取引から生じた株主資本の増加分だけに限定させるべきであり、資本取引による株主資本の増減分を利益に混入させないために、資本取引と損益取引とを区別する必要がある。

- A □□□ 8** 資本剰余金・利益剰余金区別の原則によれば、資本剰余金と利益剰余金を混同すべきではないとされるが、払込資本の一部であるその他資本剰余金が配当可能である現在においても、この剰余金区別の原則は機能している。（平成24年第Ⅱ回本試験一部改題）
- A □□□ 9** 財務諸表は企業を取り巻く多様な利害関係者に対する必要不可欠な情報手段である。このような利害関係者の多様なニーズに応えるため、財務諸表は明瞭性の原則に基づき、企業における会計的事実を細大漏らさず完全かつ詳細に表示する必要がある。
- A □□□ 10** 繼続性の原則は、会計処理の原則および手続を毎期継続して適用すべきことを要請するものであり、1つの会計事実について2つ以上の会計処理の原則または手続の選択適用が認められている場合にのみ存在意義がある。
- A □□□ 11** 繼続性の原則は、財務諸表の期間比較性の確保並びに経営者の利益操作の排除のために必要とされる。
- A □□□ 12** 繼続性の原則の適用対象は、一般に公正妥当と認められた会計処理の原則または手続から、他の一般に公正妥当と認められた会計処理の原則または手続への変更が行われるケースに限られる。
- A □□□ 13** 減価償却における定額法の採用は、保守主義の原則の適用例である。
- A □□□ 14** 資本的支出か収益的支出か不明確な場合に、収益的支出とすることは、保守主義の原則の適用例である。
- A □□□ 15** その他有価証券の評価差額の処理方法として、全部純資産直入法を採用することは保守主義の原則の適用例である。



## □□□ 8 :【○】(テキストp. 41参照)

払込資本の一部であるその他資本剰余金は配当可能であるが、会社法における配当に関する定めは、資本剰余金と利益剰余金の混同を禁止する企業会計の原則を変えるものではないと考えられており（「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」第60項），資本剰余金・利益剰余金区別の原則は、現在でも企業資本の不当な社外流出を防止するための原則として機能している。

## □□□ 9 :【×】細大漏らさず完全かつ詳細に表示する必要はない (テキストp. 42参照)

企業における会計事実を細大漏らさず完全かつ詳細に表示すれば、財務諸表の詳細性は達成できるが、煩雑となり、概観性を犠牲にすることになる。明瞭性の原則は、財務諸表の詳細性と概観性をともに要請するものであるため、詳細性のみを追求した財務諸表は認められない。

## □□□ 10 :【○】(テキストp. 43参照)

「企業会計原則注解」注3

## □□□ 11 :【○】(テキストp. 43参照)

「企業会計原則注解」注3

## □□□ 12 :【○】(テキストp. 43参照)

継続性の原則の適用対象となる会計処理の原則または手続の変更は、一般に公正妥当と認められた会計処理の原則または手続から、他の一般に公正妥当と認められた会計処理の原則または手続への変更が行われるケースに限られる。

## □□□ 13 :【×】定額法ではなく、定率法である (テキストp. 44参照)

減価償却の方法として、定額法ではなく、定率法を採用することが保守主義の原則の適用例である。

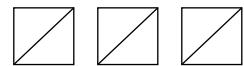
## □□□ 14 :【○】(テキストp. 44参照)

資本的支出か収益的支出か不明確な場合に、収益的支出とすることは、利益を控えめに計上することを要請する保守主義の原則の適用例である。

## □□□ 15 :【×】全部純資産直入法ではなく、部分純資産直入法である (テキストp. 44参照)

その他有価証券の評価差額の処理方法として、全部純資産直入法ではなく、部分純資産直入法を採用することが保守主義の原則の適用例である。

- A □□□ 16 保守主義の原則の適用は、一般に公正妥当と認められる会計基準の範囲内においてのみ認められる。
- A □□□ 17 単一性には、実質的単一性と形式的単一性がある。現行の企業会計制度においては、一つの事実に対して複数の会計処理が容認されており、唯一絶対的な会計数値を得ることはできず、また異なる目的のためには異なる様式の財務諸表を作成することが望ましいことから、单一性の原則における单一性は、絶対的な单一性ではなく、実質的にも形式的にも多様性を認める相対的单一性である。
- A □□□ 18 単一性の原則を遵守することにより、二重帳簿の作成は排除される。
- A □□□ 19 重要性の原則の適用によって、本来の厳密な会計処理によらないで他の簡便な方法によることが認められるのは、企業にとっての簡便性の要請によるものであり、その場合、企業の状況に関する利害関係者の判断を誤らせるとしても一定範囲で許容される。
- A □□□ 20 重要性の原則は一般原則に含まれる。
- A □□□ 21 企業会計は、すべての取引につき、正規の簿記の原則に従って、正確な会計帳簿を作成しなければならない。ただし、金額的重要性が乏しい場合、項目の性質を問わず、簡便な会計処理の方法を採用してもよい。
- A □□□ 22 現行の企業会計制度においては、企業の状況に関する利害関係者の判断を誤らせないようにするため、負債性引当金については重要性の乏しいものについても負債として計上しなければならない。
- A □□□ 23 分割返済の定めのある長期の債権または債務のうち、期限が一年以内に到来するもので重要性の乏しいものについて、固定資産または固定負債として表示する場合、簿外資産または簿外負債が生じる。



□□□ 16 : 【○】 (テキストp. 44参照)

「企業会計原則注解」注4

□□□ 17 : 【×】 実質的な多様性は認められない (テキストp. 45参照)

单一性の原則における单一性の概念は、いかなる利用目的に対しても財務諸表の実質は同一でなければならないが、表示形式については、その利用目的に応じた異なる形式の財務諸表の作成を認めるものである。すなわち、单一性の原則における单一性の概念は、実質一元形式多元である。

□□□ 18 : 【○】 (テキストp. 45参照)

单一性の原則は、実質一元形式多元を要請するものであり、この原則を遵守することにより、二重帳簿の作成は排除される。

□□□ 19 : 【×】 利害関係者の判断を誤らせるとすれば認められない (テキストp. 45参照)

ある項目について、理論的に厳格な会計処理や表示の方法によらない簡便な方法の採用は、企業の状況に関する利害関係者の判断を誤らせない範囲だけに限定される。

□□□ 20 : 【×】 一般原則に含まれていない (テキストp. 45参照)

重要性の原則は、一般原則中の正規の簿記の原則、明瞭性の原則および貸借対照表完全性の原則の注解として位置しており、一般原則に含まれていない。

□□□ 21 : 【×】 項目の性質が問われることもある (テキストp. 45参照)

重要性の原則において、重要性が乏しいかどうかの判断は、利害関係者における意思決定に影響を及ぼすか否かにより判断されるが、その具体的な判断基準としては、ある項目の金額の大小から判断する量的重要性と、ある項目の内容から判断する質的重要性とがある。したがって、簡便な会計処理の採用には、項目の性質が問われることもある。

□□□ 22 : 【×】 重要性の乏しいものは負債として計上しないこともできる (テキストp. 46参照)

引当金のうち、重要性の乏しいものについては、これを計上しないことができる（「企業会計原則注解」注1(3)）。

□□□ 23 : 【×】 簿外資産または簿外負債は生じない (テキストp. 46参照)

分割返済の定めのある長期の債権または債務のうち、期限が一年以内に到来するもので重要性の乏しいものについて、固定資産または固定負債として表示する場合、表示区分が変わるもので簿外資産または簿外負債は生じない。

## 第3章

# 財務会計の基礎概念

第1節 会計公準

第2節 会計主体論

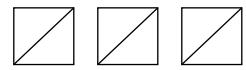
第3節 利益概念

第4節 概念フレームワーク

# 第3章 財務会計の基礎概念

## 第1節 会計公準

- A □□□ 1 企業実体の種類としては法人としての一企業と統一的な意思の下に指揮命令されている企業集団があるが、一企業を細分化した単位は企業実体とはならない。
- A □□□ 2 連結財務諸表は、企業実体の公準でいう法的実体に合致したものといえる。（平成26年第1回本試験一部改題）
- A □□□ 3 減価償却は固定資産の原価配分手続であるが、その基礎にある費用配分の原則は、継続企業の公準を前提に導き出される。（平成18年本試験）
- A □□□ 4 継続企業の公準は、企業の解散や倒産を予定することなく事業を継続的に行っていくという前提であり、一定の会計期間を単位とした会計計算が行われる前提条件となる。
- A □□□ 5 貨幣的測定の公準は、会計の計算は貨幣額を用いて行うという公準である。したがって、この公準のもとでは、それがいかに重要なものであるとしても貨幣額による測定が不可能な企業の経済事象が会計上認識されることはない。



□□□ 1 :【×】一企業を細分化した単位が企業実体となることもある（テキストp. 48参照）

法人としての一企業を細分化して、本店・支店ごと、または事業部ごとなど、さらに小さな範囲を対象にすることもある。この場合に作成される財務諸表は本店財務諸表や支店財務諸表、あるいは事業部財務諸表である。

□□□ 2 :【×】法的実体ではなく、経済的実体である（テキストp. 48参照）

連結財務諸表は、企業実体の公準でいう法的実体ではなく、経済的実体に合致したものといえる。

□□□ 3 :【○】（テキストp. 48, 49参照）

減価償却の基礎にある費用配分の原則（取得原価を費消原価と未費消原価とに期間配分する考え方）は、企業が予見可能な将来にわたって存続するという仮定、すなわち継続企業の公準を前提に導き出されるものである。

□□□ 4 :【○】（テキストp. 49参照）

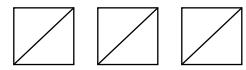
継続企業の公準により、無限に継続する企業活動を人為的に区切った一定の会計期間を設定し、定期的に利害関係者に会計情報を報告するという制度が確立される。このため、継続企業の公準は会計期間の公準ともよばれる。

□□□ 5 :【○】（テキストp. 49参照）

会計の計算が貨幣額を用いて行われるということは、同時に、貨幣額で測定しえないものは、たとえそれが企業の経済活動に直接役立つ要素（例えば従業員の技能など）であっても、企業会計の対象になりえないということを意味する。

## 第2節 会計主体論

- B** □□□ 1 企業実体の公準は、企業主とは区別された企業それ自体の存在を仮定する公準である。したがって、この公準は、会計主体論として企業主体理論をとる場合の前提とされるものであって、この公準のもとで資本主義論は成立しないものといえる。
- A** □□□ 2 会計の主体を資本主、すなわち株主とみる理論を資本主義論という。この理論によれば、企業の積極財産たる資産と消極財産たる負債はすべて株主に帰属するものととらえられることから、「資産＝負債＋資本」という貸借対照表等式で表現される。
- A** □□□ 3 資本主義論によれば、利益は企業自身の利益であって、決定された配当額だけが資本主に帰属することになる。
- A** □□□ 4 現行制度上、債権者に対する支払利息が費用項目とされ、株主に対する支払配当金が利益分配項目とされている。これは、企業主体説に立脚していることの表れである。
- A** □□□ 5 株式会社を資金提供者から独立した主体ととらえ、株主と債権者とともに外部者として位置づけた場合、支払配当金と支払利息の性格は同一と考えることができる。(平成23年第I回本試験)



□□□ 1 : 【×】資本主義論も成立する (テキストp. 50参照)

会計公準における企業実体は会計の対象または客体を示す概念であり、会計主体論は会計を行うにあたっての立場を問題とするものである。したがって、どのような会計主体論をとる場合にも、企業実体の公準が前提とされることでは異なるところはない。

□□□ 2 : 【×】貸借対照表等式ではなく、資本等式で表現される (テキストp. 50参照)

「資産＝負債＋資本」という貸借対照表等式で表現されるのは企業主体理論であり、資本主義論は、「資産－負債＝資本」という資本等式で表現される。

□□□ 3 : 【×】利益は発生した時点で資本主に帰属する (テキストp. 50参照)

資本主義論によれば、利益はそれが発生した時点で資本主に帰属することになる。

なお、企業主体論によれば、利益は企業自体の利益であって、決定された配当額だけが資本主に帰属することになる。

□□□ 4 : 【×】当該処理は企業主体説に立脚していることの表れではない (テキストp. 51参照)

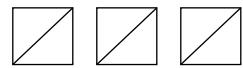
現行制度上、債権者に対する支払利息が費用項目とされ、株主に対する支払配当金が利益分配項目とされているのは、企業主体説（企業主体論）ではなく資本主義（資本主義論）に立脚していることの表れである。

□□□ 5 : 【○】 (テキストp. 51参照)

株式会社を資金提供者から独立した主体ととらえる企業主体論によれば、株主と債権者はともに外部者として位置づけられる。したがって、支払配当金も支払利息も外部者である株主および債権者から調達した資金に対する報酬としての費用であり、その性格は同一と考えることができる。

### 第3節 利益概念

- A □□□ 1 包括主義により利益を求める場合、商品の販売によるものであれ、固定資産の売却によるものであれ、また災害によるものであれ、結果として処分可能利益を増減させるものは、その計算に含めるべきことになる。
- A □□□ 2 当期業績主義の利益は企業の短期的収益力を示すものであるのに対し、包括主義の利益は企業の長期的収益力を示すものであるといえる。
- A □□□ 3 企業の成立から解散までの期間利益の合計は、全体利益に一致するという一致の原則に照らし妥当であるのは、当期業績主義である。
- A □□□ 4 現行制度における損益計算書は基本的には包括主義損益計算書ではあるが、段階的に算定表示する利益の1つとして経常利益の算定表示を要求していることから、当期業績主義の利点をも有しているといえる。
- B □□□ 5 多くの日本の企業は、損益計算書において、当期業績主義に基づく利益である経常利益を表示しているが、包括主義に基づく利益である包括利益を表示している企業もある。  
(平成22年第I回本試験)
- A □□□ 6 現金主義会計によれば、掛取引が発達し、また、相当の固定設備や棚卸資産を常時保有する今日の継続企業においては、適正な期間損益計算を行うことができない。



## □□□ 1 :【○】(テキストp. 52参照)

損益計算書において処分可能利益の当期増加額（期間的処分可能利益）を求める考え方のことを、包括主義といふ。包括主義においては、商品の販売によるものであれ、固定資産の売却によるものであれ、また災害によるものであれ、結果として処分可能利益を増減させるものは、すべてその計算に含めることになる。

## □□□ 2 :【○】(テキストp. 52参照)

当期業績主義の利益は、毎期反復的に生じる損益項目だけで算定されるため、企業の短期的収益力を示す。一方、包括主義の利益は、毎期反復的に生じる損益項目だけでなく、数期間に1度しか生じないような損益項目をも含めて算定されるため、企業の長期的収益力を示す。

## □□□ 3 :【×】当期業績主義ではなく、包括主義である(テキストp. 52参照)

企業の成立から解散までの期間利益の合計は、全体利益に一致するという一致の原則に照らし妥当であるのは、当期業績主義ではなく包括主義である。

## □□□ 4 :【○】(テキストp. 53参照)

現行制度における損益計算書は、臨時損益をもその計算対象に含めていることから、基本的には包括主義損益計算書といえる。しかしながら、経常利益の算定表示により、企業の正常収益力を知ることもできるため、当期業績主義の利点をも有しているといえる。

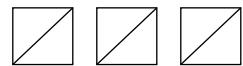
## □□□ 5 :【×】包括主義に基づく利益と包括利益は異なる(テキストp. 53参照)

多くの日本の企業は、損益計算書において、包括主義に基づく利益である当期純利益を表示している。包括主義の損益計算書は、包括利益を開示する包括利益計算書とは別の概念である。

## □□□ 6 :【○】(テキストp. 54参照)

現金主義会計によれば、掛取引が発達し、また、相当の固定設備や棚卸資産を常時保有する今日の継続企業においては、現金収支と収益および費用の発生との間に時間的な食い違いが生じ、適正な期間損益計算を行うことができない。

- A □□□ 7** 財産法は、ある会計期間の期末純資産額から期首純資産額を差し引くことにより損益計算を行う計算方式であり、損益の原因分析による経営効率の判定のために有効であるという長所を有する。
- A □□□ 8** 損益法の基礎となる収益と費用は収益費用アプローチにおいて会計上の中心概念とされ、他方、純資産の計算要素である資産と負債は、資産負債アプローチにおいて会計上の中心概念とされている。（平成24年第I回本試験）
- A □□□ 9** 資産負債アプローチによれば、資産は換金性のある財産と定義され、負債は確定債務と定義される。
- A □□□ 10** 資産負債アプローチによれば、収益は資産の増加または負債の減少、費用は資産の減少または負債の増加に基づいて把握される。
- B □□□ 11** 資産負債アプローチにおける会計の主要課題は、利益の計算よりも企業の豊かさ（富）を示す純資産額の計算にある。
- B □□□ 12** 収益費用アプローチによれば、修繕引当金は負債として認められない。



□□□ 7 :【×】財産法では損益の発生原因を明らかにすることはできない（テキストp. 55参照）

財産法は、ある会計期間の期末純資産額から期首純資産額を差し引くことにより損益計算を行う計算方式である。この方法は、期間損益をストックの面から総括的に計算する方法であるから、その金額を総額として把握するにとどまり、その発生原因を明らかにすることはできない。そのため、損益の原因分析による経営効率の判定のためには有効ではないという欠点を有する。

□□□ 8 :【○】（テキストp. 56参照）

企業活動の効率性の把握を会計課題とする収益費用アプローチにおいては、努力の数値である費用と成果の数値である収益の差額である純利益が効率性の尺度であるため、損益法の基礎となる収益と費用が会計上の中心概念とされている。他方、企業の豊かさ（富）の把握を会計課題とする資産負債アプローチにおいては、決算日という一定時点の富の量は、富のプラス要因である資産と、富のマイナス要因である負債の在り高の差額、すなわち純資産額として把握されるため、純資産の計算要素である資産と負債が会計上の中心概念とされている。

□□□ 9 :【×】資産は経済的資源、負債は経済的資源を将来犠牲にする現在の義務と定義される  
(テキストp. 56参照)

資産負債アプローチによれば、資産は経済的資源と定義され、負債は経済的資源を将来犠牲にする現在の義務と定義される。

□□□ 10 :【○】（テキストp. 56参照）

資産負債アプローチによれば、財務諸表要素は資産・負債を中心に定義され、収益は資産の増加または負債の減少、費用は資産の減少または負債の増加とされる。

□□□ 11 :【○】（テキストp. 56参照）

資産負債アプローチにおいて、利益は期首と期末の純資産額の変動として把握されるが、あくまでも会計の主要課題は企業の豊かさ（富）を示す純資産額の計算であり、利益は豊かさ（富）の計算に付随して副産物として計算されるに過ぎないものとされる。

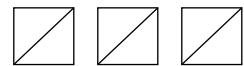
□□□ 12 :【×】負債として認められる（テキストp. 56, 57参照）

修繕引当金は経済的資源を将来犠牲にする現在の義務に該当しないが、収益費用アプローチによれば、固定資産の稼働による収益と修繕費を同一の会計期間で対応させる観点から負債として計上される。

A □□□ 13 名目資本維持概念と実体資本維持概念は貨幣資本維持の考え方には共通しているが、前者は貨幣の購買力の変動を無視するのに対して、後者は貨幣の購買力の変動を考慮し、維持すべき資本を物価指数によって修正する点で異なる。

A □□□ 14 物価変動がもたらす資産の増減変動額は、原則として売却時に損益として処理される。これは、現行制度が名目資本維持概念を前提としているためである。

A □□□ 15 インフレーションを前提とした場合、名目資本維持を求める利益計算の結果と実質資本維持を求める利益計算の結果とを比較したとき、前者における売上総利益は後者における売上総利益よりも必ず小さくなる。（平成24年第Ⅱ回本試験）



□□□ 13 : 【×】 実体資本維持概念は、貨幣資本維持ではなく、物的資本維持の考え方へ属する（テキストp. 58参照）

名目資本維持概念と実質資本維持概念は維持すべき資本を貨幣とみる貨幣資本維持の考え方である点で共通しているが、前者は貨幣の購買力の変動を無視するのに対して、後者は貨幣の購買力の変動を考慮し、維持すべき資本を物価指数によって修正する点で異なる。一方、実体（実物）資本維持概念は、維持すべき資本を貨幣とみるのではなく、企業に投下された個別具体的な物的資産とみる物的資本維持の考え方である。

□□□ 14 : 【○】（テキストp. 58参照）

物価変動がもたらす資産の増減変動額は、これを資本修正とする見方と損益とする見方がある。前者は、実質資本維持もしくは実物（実体）資本維持の概念に基づき、後者は名目資本維持概念に基づくものである。現行制度は名目資本維持概念に基づくことから、当該差額は損益とされる。

□□□ 15 : 【×】 小さくなるのではなく、大きくなる（テキストp. 59参照）

インフレーションを前提とした場合、名目資本維持を求める利益計算の結果と実質資本維持を求める利益計算の結果とを比較したとき、前者における売上総利益は後者における売上総利益よりも必ず小さくなるのではなく、大きくなる。